

実 施 料 率

〔第5版〕

技術契約のためのデータブック

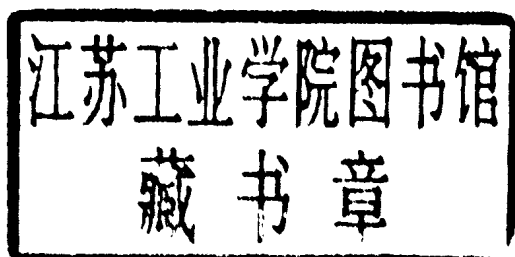
発明協会研究センター 編

実 施 料 率

〔 第 5 版 〕

技術契約のためのデータブック

発明協会研究センター 編



社団法人 発明協会

カバーデザイン
(株)フォレストアート

実 施 料 率〔第 5 版〕

1973年（昭和 48 年）	9 月 1 日	初 版	第 1 刷発行
1975年（昭和 50 年）	4 月 10 日	改訂版	第 1 刷発行
1980年（昭和 55 年）	11 月 1 日	第 3 版	第 1 刷発行
1990年（平成 2 年）	8 月 20 日	第 3 版	第 2 刷発行
1993年（平成 5 年）	8 月 25 日	第 4 版	第 1 刷発行
2003年（平成 15 年）	9 月 30 日	第 5 版	第 1 刷発行

編 集 社団法人 発明協会研究センター

©2003 HATSUMEIKYOKAI
KENKYUCENTER

発 行 社団法人 発 明 協 会

発行所 社団法人 発 明 協 会

所在地 〒105-0001

東京都港区虎ノ門 2 - 9 - 14

電 話 東京 03(3502) 5 4 3 3 (編集)

東京 03(3502) 5 4 9 1 (販売)

F A X 東京 03(5512) 7 5 6 7 (販売)

乱丁・落丁はお取替いたします。

ISBN4-8271-0740-8 C2034

印刷：株式会社 廣済堂

Printed in Japan

本書の全部または一部の無断複写複製を禁じます（著作権法上の例外を除く）。

発明協会 HP : <http://www.jiii.or.jp/>

は じ め に

当協会は、昭和48年9月に「実施料率（資料とその解析）」の初版を刊行した。これは、昭和43年から昭和46年までの外国技術導入の際に、外国企業とわが国企業が契約した実施料を調査し、その実施料率データを技術分野別に集計したものであった。

その後、昭和47年と昭和48年のデータを加え、昭和50年4月に改訂版を刊行し、昭和55年11月には、昭和49年から昭和52年までのデータを加えた第3版を刊行した。

さらに、平成5年8月には、昭和63年度から平成3年度までのデータを加え、第4版を刊行している。しかし、平成4年度以降、日本を取り巻く環境はグローバリゼーションの高まりのなかで大きく変化した。

平成7年のWTOの発足、平成9年のアジア通貨危機などを経験した世界経済は、その後より一層のボーダレス化が進展することとなり、特にその後の東アジア地域のめざましい発展はダイナミックな国際産業構造の変化をもたらした。このような環境の変化の中で、わが国経済は、長引く不況から回復への道を模索している。

一方、知的財産権関連においては、数度にわたる特許法等の改正が行われ、知的財産の適切な保護、活用が図られてきている。平成14年7月には「知的財産戦略大綱」が策定され、12月には知的財産基本法が制定されるなど、「知的財産立国」を目指した国家的な取り組みがなされようとしている。

また、実施契約において、実施料を設定するガイドラインの一つとしてしばしば参照されてきた特許庁の国有特許権実施契約書は、運用を定めていた通達が平成10年6月に廃止され、新たに「特許権等契約ガイドライン」が制定された。従来の通達は、民間企業の特許紛争事件における損害賠償の算定基準としても採用されていたため、この見直しにより、損害賠償額の高額化が図られる等知的財産権の強い保護に寄与すると期待されている。

これらの状況を踏まえ、当協会では、最近の7年間（平成4年度から平成10年度）における外国からの技術導入の実施料率データを、企業インタビュー調査、経済紙誌の関連記事の調査等により、独自に収集した上で、往時の記録と対比しながら分析を加え、本書を刊行した。

このデータが、技術導入、技術供与の際の契約条件の原案作成の参考資料の一つとして、また、現在および将来のライセンス、企業戦略等を検討するための一資料として、わが国の産業界のお役に立てば幸甚である。

なお、本書の作成に対し、インタビューに応じていただいた企業とご協力をいただいた文部科学省科学技術政策研究所に対し、末筆ながら感謝の意を表するものである。

平成15年9月

社団法人 発 明 協 会
研究センター

目 次

は じ め に

第 1 章 データの概要

1	データと用語	1
(1)	データとそのアウトライン	1
(2)	用語と定義	1
2	データの内容	12

第 2 章 技術分野別実施料率データ

1	無機化学製品	43
2	有機化学製品	50
3	化学繊維	56
4	石油・石炭製品	63
5	医薬品・その他の化学製品	69
6	鉄鋼・非鉄金属	76
7	金属製品	82
8	原動機・ボイラ	88
9	農業・建設・鉱山用機械	94
10	金属加工機械	100
11	繊維機械	106
12	特殊産業用機械	113
13	輸送用機械	121
14	精密機械器具	128
15	一般産業用機械	134
16	その他の機械	141
17	発送電・配電・産業用電気機械	148
18	民生用電気機械・電球・照明器具	154

19	ラジオ・テレビ・その他の通信音響機器	160
20	電子計算機・その他の電子応用装置	166
21	電子・通信用部品	175
22	電気計測器・工業計器・その他の電気機器	182
23	食料品・たばこ	188
24	ガラス・セメント・その他の窯業・土石製品	195
25	繊維及び繊維製品	203
26	プラスチック製品	210
27	ゴム製品	216
28	パルプ・紙・紙加工・印刷	222
29	木製品・革製品・貴金属製品・レジャー用品	229
30	建設技術	237
31	他に分類されない製造業・産業の技術	245

付 録

A	実施料（率）を決める（特許権等を評価する）国の方式	255
A-1	国有特許権実施契約書について	255
A-2	特許権等契約ガイドラインについて	275
B	複利現価率表	297
C	複利年金現価率表	300

参 考 文 献

1. データと用語

(1) データとそのアウトライン

本書は、昭和43年1月1日から昭和52年12月31日までと、昭和63年4月1日から平成11年3月31日までの間に締結された外国技術導入契約の中で、対価条項に契約製品等の出来高とリンクする実施料（ランニング・ロイヤルティ）が採用され、かつその実施料が料率で表示されていたもの（実施料率）17198件と、昭和63年から平成10年3月31日までの料率以外で表示されていたその他の実施料（例えば、従量実施料、定額実施料等）8659件を収集した。

これらのデータをイニシャルペイメント条件の“有り”と“無し”に区分した上で、次頁に示す4つの年代区分と表1-1及び表1-2に示す日本標準産業分類に対応する31の技術分野に細分して図表化し、外国技術導入条件、特にその中で実施料の取り扱い、実施料率等の変化を分析した。

外国技術導入の関係者のためだけでなく、技術輸出の関係者や国内の技術取引の関係者が実施料（率）の原案を作成するときの基礎材料の一つとして、また、特許権、商標権、著作権（コンピュータ・ソフト含む）等の評価を必要とするときの参考材料として、有用なデータを提供しようというものである。

(2) 用語と定義

1) 実施料と実施料率

“実施料”とは、特許権・意匠権・商標権・ノウハウ等の実施（使用・利用）許諾対価であって、種類が多い。あるものにはその支払い方法の違いを説明する数文字がつき、またあるものにはその性格の違いを示す数文字がつく。

また別に同じ意味を示すものでも、外国語から翻訳されたときの翻訳者の知識や捉え方の違いによって異なる表現が並行的に使われているものもある。

この本で使用する実施料率関係用語は表1-3の通りである。当該表は平成4年に当協会が行った“技術評価とロイヤルティ”に関する大手企業（ライセンスの専門家の多数擁するところ）対象のヒヤリング調査でも用い専門家のアドミットを得られた表である。最近のデータにいくつカットピック（IT、バイオ関連産業）を加えたものである本書も、この表を用いて関連用語の統一を図る。

同表が示すように、実施料は大きく分けると“出来高にリンクする実施料”(A)と“出来高にリンクしない実施料”(B)、及びこの(A)、(B)のいずれかと併用されるもので、“独立して用いられることのない実施料”(C)からなっている。

“実施料率”は、同表の(A)に位置する料率実施料(percentage royalty)のその料率のことである。一般的には「売上高の3%とか5%」という形で広く用いられる。外国技術導入契約等の実施許諾契約において採用される件数が多く、各種の統計処理により数値間の比較が容易であるという特徴がある。

本書ではこの“実施料率”の特性を利用し、本質的にはケース・バイ・ケースの独立的な存在である実施契約事例を、4つの年代区分と31の技術分野に分けて統計的な分析を試みたものである。

2) 年代区分

① 4つの年代区分

本書が採用した4つの年代区分は次の通りである。

- ・平成4年度～平成10年度
- ・昭和63年度～平成3年度
- ・昭和49年～昭和52年
- ・昭和43年～昭和48年

なお、これらの年代区間のデータを比較する際には実施料率のウェイトの格差に留意する必要がある。それは技術分野によって、産業構造の変化、景気の変動、技術革新の速度の異なり等によって、同一の実施料率値が、ライセンサーの実手取り額に異なるウェイトを持って評価された事例は多い。

各年代の実施料率値は様々な要素を背景に約定されたものである。現時点の視点で同一値を等価値視することは可能であるなら避けたいところであるが、データの中途半端な補正はかえってその客観性を損なう危険があるので、本書では一律同一のデータとして取り扱うこととしている。本書のデータを利用される方々は、この問題があることを念頭においていただきたい。

次に、年代別データを比較するときの参考として各区分における経済と技術の概況を列挙する。

② 平成4年度～平成10年度

昭和53年以来、長期にわたる好景気を維持していた世界経済は、平成3年には主要国における景気の鈍化、停滞が見られる。我が国でもこの時期にバブル経済の崩壊を経験することとなる。

また平成7年のWTOの発足、平成9年のアジア通貨危機などを経験した世界経済は、その後より一層のボーダレス化が進行することとなり、特にその後の東アジア地域のめざましい発展は日本企業の生産拠点の海外移転などを加速することとなった。

工業技術の分野では、PCの一般家庭への普及とインターネット、それに伴う通信機器分野のめざましい発展、遺伝子工学とそれを応用した創薬技術の発展など枚挙にいとまがない。

いずれにしてもグローバル化の大きな潮流の中、技術、情報のみならず、あらゆるものが国境を越えて流通する時代にさしかかった現在、わが国がどのようなポジションを占めていくことになるのかが案じられる。

③ 昭和63年度～平成3年度

この4年間は、工業技術の分野では、マイクロエレクトロニクス技術の応用が爆発的に拡大した。また経済の分野では、株と土地の高騰に伴った資金効果により、産業の各分野が激しく刺激された。世にいう“平成景気”の中核をなす時期である。

また我が国への技術輸出の中で最大である米国の司法省や裁判所において、アンチ・パテント（特許行使の抑制）からプロ・パテント（特許保護の強化）へと思潮の変換がほぼ終わり、特許侵害での原告勝率の上昇、損害賠償額の高騰等があった時期である。

さらにまたこの4年間は、我が国の国民生活が様変わりし、家計の支出が多様化し、またサービス業のバランスも動き、特定の技術分野においてのみであるが、商標権の価格・使用料等の上限が急騰した時期であった。

また別な観点からすれば、我が国の経済がこの時期に巨大な“バブル”を成長させ、平成3年度にその崩壊と出逢った時期である。平成3年度末には設備投資の冷え込みも始まっていた。しかしこの年度においてはまだ“平成景気”の強力な流れが産業の各分野を支え、我が国の貿易収支も黒字基調そのままで、若干の技術分野においては、この年度においても実施料率の上限の更新があった。

④ 昭和49年～昭和52年

この4年間のことは、この4年間に先立つ2年間のことを抜きにして、その実態を語ることはできない。昭和47年から48年にかけてわが国は世に言う“列島改造景気”のピークを迎え、昭和47年からの地下公示価格は全国平均でも35.9%という急騰を示していた。

しかしこの“列島改造景気”も昭和48年10月の第一次石油ショックで打撃を受けた。OAPECは石油の生産削減を実施し、アラブ敵対国への供給を制限し、わが国に“狂乱物価”を巻き起こした。昭和48年11月および12月の物価はそれぞれ前年同月比22.3%、29%の上昇であり、同年のわが国の経済収支は、赤字額134億4300万ドルという記録的数値を示した。

昭和49年に入って、わが国は国も企業も総力を挙げてこの問題解決に取り組んでいる。同年12月のわが国のGNPは前年比0.6%減であり、戦後初のマイナス成長の年となったが、後に“奇跡の…”といわれた景気の回復が始まった年でもある。

昭和49年から52年にかけてはこの回復期であって、経済は拡大し、国際収支は大幅に黒字化している。また国際収支における円安批判が始まり、内需主導型経済下の努力が始まった時期である。

なお実施料率のデータにおいては、電子計算機のソフトウェアの高率契約事例に、少数であるが50%が初めて出現したことを別にすれば、大局的には往年のものに対比し、変化の少ない時期であった。

⑤ 昭和43年～昭和48年

昭和43年は外国技術導入手続きが7分野（航空機、武器、火薬、原子力、宇宙開発、電子計算機、石油化学）を除き簡素化された年である（第1次自由化）。また昭和47年には全面的に自由化された（第2次自由化）。この結果もあってこの時期のわが国の外国技術導入件数は急増した。

前記した外国技術導入の自由化前、外国企業とわが国企業との間で締結された技術導入契約が発効するためには、外為法、外資法等の法律の規制があって政府の認可を必要とするものであった。

また、この認可が下りる前には政府機関による、国益の観点からの厳しい審査があった。約定された実施料率もそれが高率なものであった場合、このチェックをクリアすることは容易ではなかった。この審査制度の末期には、国家経済の見地から高付加価値性が認められたものは、それなりの高率が認められたため、自由化時期が近づくにつれて、大局的には実施料率5%以下という契約が多かった。

外国技術導入が自由化されたとき、技術導入の実施料率はこの制度による押さえを失って全体的に従来のものより、高めなものへと移行している。この時代の上昇幅は、当時の関係者にとってはかなり衝撃的なものであった。

この時代、多数の企業が外国技術導入に対する国の保護施策が厚かったことを改めて認識したことであろう。また実施許諾の対価というものが、実施許諾契約の全条項に密接に関連するものであって、ただ単に“対価条項”の問題だけではないことをライセンシー側において、現在または将来支払う“経費”の代償の問題だけではないことを、この時代に初めて学んだ企業も多かった。

3) 技術分野と年代区分

本書は収録した全データを表1-1及び表1-2に示す31の技術分野に細分し、各技術分野にはタイトルとコード番号を付した。またそれぞれの技術分野は、日本標準産業分類とリンクさせた。日本標準産業分類上の各産業が関連する技術を包含する。

またこの31の技術分類は、5つの技術区分とリンクする。それぞれにリンクする技術分類は表1-1の通りである。

また表1-2は上記した31の技術分野とそれぞれにリンクした日本産業分類を示す。日本標準産業分類の各産業が関連する技術は、第2章 技術分野別データにおいて例示する。

4) データ分析における留意点

① 法令の改正について

平成10年度は、法令の改正(1997.5.23)により、3000万円以下の契約については報告義務がなくなっているために、対価の額が3000万円以下で確定しているイニシャルペイメントのみの契約を中心に技術導入件数が大きく減少することとなっている。このため、本書では平成10年度についてはその他の実施料のデータは掲載していない。

② 特定商標の契約について

平成6年度以降における特殊事情として、英国から導入されている繊維関係のある商標が、平成7年度4月末をもって従前の契約がすべて解除になっており、その後改めて1997年度に集中して新規導入契約が行われた。1997年度の件数が多いのはこのためである。

③ 日本標準産業分類の改訂について

平成5年10月に日本標準産業分類の第10回改訂(平成14年10月調査から使用)が行われたため、本書で採用している技術分類と最新の日本標準産業分類との対応が若干変更になっている。

表 1－1 技術分野と技術区分の対応表

技術区分	コード	技術分野
化学	1	無機化学製品
	2	有機化学製品
	3	化学繊維
	4	石油・石炭製品
	5	医薬品・その他の化学製品
金属	6	鉄鋼・非鉄金属
	7	金属製品
機械	8	原動機・ボイラ
	9	農業・建設・鉱山用機械
	10	金属加工機械
	11	繊維機械
	12	特殊産業用機械
	13	輸送用機械
	14	精密機械器具
	15	一般産業用機械
	16	その他の機械
電気	17	送電・配電・産業用電気機械
	18	民生用電気機械・電球・照明器具
	19	ラジオ・テレビ・その他の通信音響機器
	20	電子計算機・その他の電子応用装置
	21	電子・通信用部品
	22	電気計測器・工業計器・その他の電気機器
その他	23	食料品・たばこ
	24	ガラス・セメント・その他の窯業・土石製品
	25	繊維及び繊維製品
	26	プラスチック製品
	27	ゴム製品
	28	パルプ・紙・紙加工・印刷
	29	木製品・皮製品・貴金属製品・レジャー製品
	30	建設技術
	31	他に分類されない製造業・産業の技術

表 1－2 技術分野と日本産業分類対応表

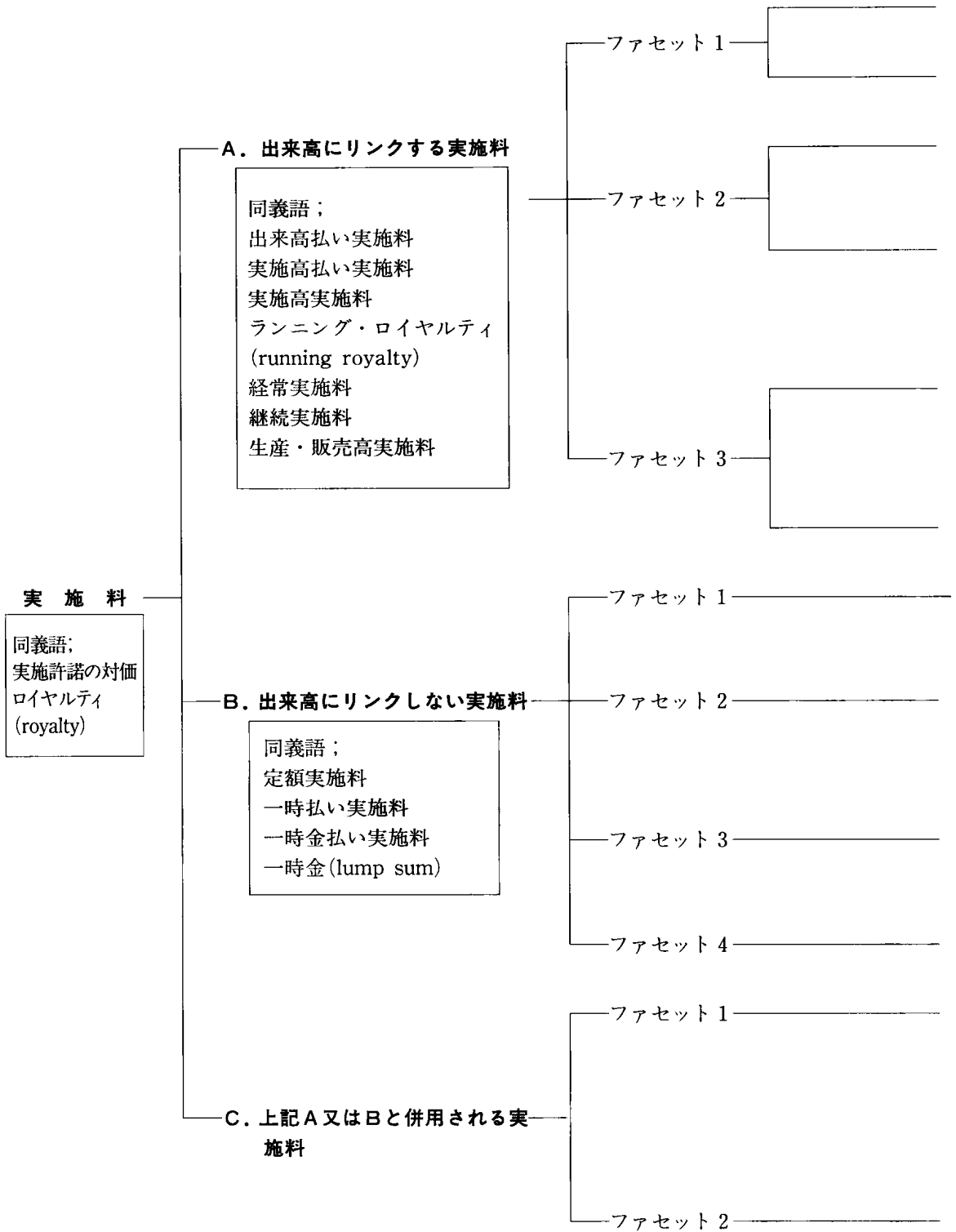
コード	技術分野	日本標準産業分類
1	無機化学製品	F201 化学肥料製造業
2	有機化学製品	F202 無機化学工業製品製造業
3	化学繊維	F203 有機化学工業製品製造業
4	石油・石炭製品	F204 化学繊維製造業
		F211 石油精製業
		F212 潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)
		F213 コークス製造業
		F214 練炭・豆炭製造業
		F215 舗装材料製造業
5	医薬品・その他の化学製品	F219 その他の石油・石炭製品製造業
		F205 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業
		F206 医薬品製造業
		F207 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業
6	鉄鋼・非鉄金属	F209 その他の化学工業
		F261 高炉による製鉄業
		F262 高炉によらない製鉄業
		F263 製鋼・製鋼圧延業
		F264 製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)

コード	技術分野	日本標準産業分類
7	金属製品	F265 表面処理鋼材製造業
		F266 鉄素形材製造業
		F269 その他の鉄鋼業
		F271 非鉄金属第1次製錬・精製業
		F272 非鉄金属第2次製錬・精製業 (非鉄金属合金製造業を含む)
		F273 非鉄金属・同合金圧延業 (抽伸・押出を含む)
		F274 電線・ケーブル製造業
		F275 非鉄金属素形材製造業
		F279 その他の非鉄金属製造業
		F281 プリキ缶・その他のめっき板等製品製造業
		F282 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業
		F283 暖房装置・配管工事用付属品製造業
		F284 建設用・建築用金属製品製造業 (製缶板金業を含む)
		F285 金属素形材製品製造業
		F286 金属被覆・彫刻業、熱処理業 (ほうろう鉄器を除く)
		F287 金属線製品製造業 (ねじ類を除く)
		F288 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
		F289 その他の金属製品製造業
8	原動機・ボイラ	F291 ボイラ・原動機製造業
9	農業・建設・鉱山用機械	F292 農業用機械製造業 (農耕具を除く)
		F293 建設機械・鉱山機械製造業 (建設用・農業用・運搬用トラクタを含む)
10	金属加工機械	F294 金属加工機械製造業
11	繊維機械	F295 繊維機械製造業
12	特殊産業用機械	F296 特殊産業用機械製造業
13	輸送用機械	F311 自動車・同附属品製造業
		F312 鉄道車両・同部分品製造業
		F313 自転車・同部分品製造業
		F314 船舶製造・修理業、船用機関製造業
		F315 航空機・同附属品製造業
		F319 その他の輸送用機械器具製造業
		F321 計量器・測定器・分析器具・試験製造業
		F322 測量機械器具製造業
		F323 医療用機械器具・医療用品製造業
		F324 理化学機械器具製造業
14	精密機械器具	F325 光学機械器具・レンズ製造業
		F326 眼鏡製造業 (枠を含む)
		F327 時計・同部分品製造業
		F329 一般産業用機械・装置製造業
		F297 一般産業用機械・装置製造業
		F298 事務用・サービス用・民生用機械器具製造業
		F299 その他の機械・同部分品製造業
17	発電電・配電・産業用電気機械	F301 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業
18	民生用電気機械・電球・照明器具	F302 民生用電気機械器具製造業
		F303 電球・電気照明器具製造業
19	ラジオ・テレビ・その他の 通信音響機器	F304 通信機械器具・同関連機械器具製造業
20	電子計算機・その他の電子応用装 置	F305 電子計算機・同附属装置製造業
21	電子・通信用部品	F306 電子応用装置製造業
		F308 電子部品・デバイス製造業
22	電気計測器・工業計測器・その他 の電気機器	F307 電気計測器製造業
23	食料品・たばこ	F309 その他の電気機械器具製造業
		F121 畜産食料品製造業
		F122 水産食料品製造業
		F123 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業

コード	技術分野	日本標準産業分類
24	ガラス・セメント・その他の窯業・土石製品	F124 調味料製造業
		F125 糖類製造業
		F126 精穀・製粉業
		F127 パン・菓子製造業
		F128 動植物油脂製造業
		F129 その他の食料品製造業
		F131 清涼飲料製造業
		F132 酒類製造業
		F133 茶・コーヒー製造業
		F134 製氷業
		F135 たばこ製造業
		F136 飼料・有機質肥料製造業
		F251 ガラス・同製品製造業
		F252 セメント・同製品製造業
		F253 建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）
25	繊維及び繊維製品	F254 陶磁器・同関連製品製造業
		F255 耐火物製造業
		F256 炭素・黒鉛製品製造業
		F257 研磨材・同製品製造業
		F258 骨材・石工品等製造業
		F259 その他の窯業・土石製品製造業
		F141 製糸業
		F142 紡績業
		F143 ねん糸製造業
		F144 織物業
		F145 ニット生地製造業
		F146 染色整理業
		F147 綱・綱製造業
		F148 レース・繊維雑品製造業
		F149 その他の繊維工業
26	プラスチック製品	F151 織物製（不織布製及びレース製を含む）外衣・シャツ製造業（和式を除く）
		F152 ニット製外衣・シャツ製造業
		F153 下着類製造業
		F154 毛皮製衣服・身の回り品製造業
		F155 和装製品・足袋製造業
		F156 その他の衣服・繊維製身の回り品製造業
		F159 その他の繊維製品製造業
		F221 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業
		F222 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業
		F223 工業用プラスチック製品製造業
27	ゴム製品	F224 発泡・強化プラスチック製品製造業
		F225 プラスチック成型材料製造業（廃プラスチックを含む）
		F229 その他のプラスチック製品製造業
		F231 タイヤ・チューブ製造業
		F232 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
28	パルプ・紙・紙加工・印刷	F233 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業
		F239 その他のゴム製品製造業
		F181 パルプ製造業
		F182 紙製造業
		F183 加工紙製造業
		F184 紙製品製造業
		F185 紙製容器製造業
		F189 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
		F191 新聞業

コード	技術分野	日本標準産業分類
29	木製品・皮製品・貴金属製品・レジャー用品	F192 出版業 F193 印刷業（謄写印刷業を除く） F194 製版業 F195 製本業、印刷物加工業 F199 印刷関連サービス業 F161 製材業、木製品製造業 F162 造作材・合板・建築用組立材料製造業 F163 木製容器製造業（竹、とうを含む） F169 その他の木製品製造業（竹、とうを含む） F171 家具製造業 F172 宗教用具製造業 F173 建具製造業 F179 その他の家具・装備品製造業 F241 なめし革製造業 F242 工業用革製品製造業（手袋を除く） F243 革製履物用材料・同附属品製造業 F244 革製履物製造業 F245 革製手袋製造業 F246 かばん製造業 F247 袋物製造業 F248 毛皮製造業 F249 その他のなめし革製品製造業 F341 貴金属製品製造業（宝石加工含む） F342 楽器・レコード製造業 F343 玩具・運動競技用具製造業 F345 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）
30	建設技術	E09 総合工事業 E10 職別工事業（設備工事を除く） E11 設備工事業
31	他に分類されない製造業・産業の技術	F331 銃製造業 F332 砲製造業 F333 銃弾製造業 F334 砲弾製造業（装てん組立業を除く） F335 銃砲弾以外の弾薬製造業（装てん組立業を除く） F336 弾薬装てん組立業（銃弾製造業を除く） F337 特殊装甲車両（銃砲を搭載する構造を有する装甲車両であって、無限軌道装置によるもの）・同部分品製造業 F339 その他の武器製造業 F344 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業 F346 漆器製造業 F347 畳・傘等生活雑貨製品製造業 F349 他に分類されない製造業 A 農業 B 林業 C 漁業 D 鉱業 G 電気・ガス・熱供給・水道業 H 運輸・通信業 I 卸売・小売業・飲食店 J 金融・保険業 K 不動産業 L サービス業 M 公務（他に分類されないもの） N 分類不能の産業

表 1 - 3 実施料関係用語一覧表



a **料率実施料**(percentage royalty)；例えば、純販売高の何パーセントなどと規定された実施料
同義語；従価実施料

b **従量実施料**(per-quantity royalty)；例えば、1個当たり、1トン当たり、又は1kW当たり何円などと規定された実施料

a **ミニマム・ロイヤルティ**(minimum royalty)；契約で決められた期間にロイヤルティが発生しないとき、又は決められた額以下のとき支払わねばならない最低額が定めてある実施料
同義語；最低支払い保証実施料、最小（低）実施料

b **マキシマム・ロイヤルティ**(maximum royalty)；契約で決められた期間におけるロイヤルティが定められた額を超した場合、ライセンシーの営業活動刺激などのために、その超過分の支払いが免除される定めのある実施料
同義語；最大（高）実施料

a **通減・通増実施料**(royalty calculated by stepping-method)；販売高に対し、一定の数量・金額を基準に計算料率を変えることが定めてある実施料。例えば、生産の最初の10万個に対し3%、次の20万個に対し2%などと定めた実施料
同義語；telescopic royalty

b **スライド実施料**(royalty calculated by sliding-method)；物価指数、外貨交換率などの変化に応じて計算料率を変える実施料

定額実施料(fixed sum royalty)；契約期間中の区分された一定期間について、例えば、4半期当たり何千万、何百万などと定められた実施料。性格的には最低支払い保証実施料と似ていたり、最大実施料と似ていたりする。

支払い済実施料(paid-up royalty)；能力あたりに定められた実施料を一定期間中に支払うよう定められた実施料。例えば、生産量が1万トまで10億円などと定められた実施料。一時払いと分割払いがある。

準同義語；完納実施料(fully paid-up royalty；量の限定なし、自由にプラントの拡大可能)

一括払い実施料(lump sum payment)；契約全期分の実施料の金額を契約締結時に決めて一括払いする実施料。ただし分割払い、延べ払いは可能。プラント輸出などの場合よく用いられる。

同義語；一時払い実施料、一時金払い実施料

マイルストーンペイメント(milestone payment)；製品の開発段階に応じて支払うように定められた実施料。他の実施料契約と併用されることが多く、医薬品などに多く見られる。

イニシャル・ペイメント(initial payment)；契約発効時又は一定期間内に、契約製品の生産・販売・使用等に基づく実施料支払い債務の発生の有無にかかわらず、独立的に支払われるまとまった金額で、内容的には、研究開発費の一部負担分とか、ノウハウ開発費の一部負担分等にかかる独立の補償額である場合が多いが、また、将来支払われる経常実施料の一部前払い的性格のものであったり、最低支払い保証実施料的な性格のものであったり、ノウ・ハウ開示などの諸費用であったりすることもある。

準同義語；頭金(down payment；正確には分割払いの第1回目であるが、イニシャルと同義的使用もある。)

前払い実施料(advanced royalty)；実施料支払い債務の一部又は全部の前払い。支払い時期が契約製品の生産・販売等に基づく実施料支払い債務の発生の前であるものをいう。したがって、その後のロイヤルティの支払いは、既支払い額よりの差引残がなくなったときから開始される。